改正

平成24年3月28日条例第2号 令和元年7月1日条例第14号 令和元年12月20日条例第28号

佐久市立天来記念館条例

(設置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)の規定に基づき、比田井天来の遺業を顕彰し、後世に伝えていくとともに、諸作家の作品等を展示し、書道の発展向上に資するため、天来記念館(以下「記念館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市立天来記念館	佐久市望月305番地2

(開館時間)

- 第3条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。 (休館日)
- 第4条 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の休日」という。)に当たる場合は、除く。)
 - (2) 国民の休日の翌日(この日が日曜日、土曜日又は国民の休日に当たる場合は、除く。)
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 教育委員会は、前項に規定するもののほか、特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時 に休館日を定めることができる。

(事業)

- 第5条 記念館は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 記念館の入館者の管理及び施設の管理運営に関すること。
 - (2) 比田井天来及び諸作家の作品及び資料の収集、保管、展示、啓発等に関すること。
 - (3) 比田井天来等の調査及び研究に関すること。
 - (4) 書に関わる講習会及び講演会に関すること。
 - (5) 佐久市立天来記念館協議会(以下「協議会」という。)に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、記念館の設置の目的を達成するため必要な事業に関すること。 (観覧料の納付)
- **第6条** 記念館に展示されている美術品等を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の還付)

第7条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部 又は一部を還付することができる。

(観覧料の減額又は免除)

- 第8条 市長は、特別な理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。 (利用の制限)
- **第9条** 教育委員会は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者の入館を拒み、若しくは退館を命じ、又はその後の利用を制限することができる。

(賠償責任)

第10条 観覧者は、故意又は過失により施設、設備、展示品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の命ずるところによりこれを原状に復し、又は損害額を賠償しなければならない。 (職員) 第11条 記念館に館長、学芸員、事務職員その他必要な職員を置く。

(協議会)

- 第12条 記念館に関する必要な事項を協議するため、協議会を置く。
- 2 協議会は、記念館の運営に関し、教育委員会の諮問に応ずるとともに、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに 学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の定数は、10人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の望月町天来記念館の設置及び管理に関する条例(昭和50年望月町条例第15号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成24年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

(佐久市立天来記念館条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際現に第7条の規定による改正前の佐久市立天来記念館条例第12条の規定によ り委嘱された天来記念館協議会の委員は、第7条の規定による改正後の佐久市立天来記念館条例第 12条第2項の規定により任命された天来記念館協議会の委員とみなす。

附 則(令和元年7月1日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(佐久市佐久情報センター条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(第28条及び第45条の規定を除く。)は、施行日 以後の使用等に係る使用料等について適用する。ただし、施行日前にされた使用許可等に基づく使 用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月20日条例第28号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

		個	人	団体(20	人以上)
	区分	1 単細	歴史民俗資料 館と共通	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	歴史民俗資料 館と共通
常設の展示を	一般	310円	520円	260円	410円
行っている場合	高等学校、高等専門学 校、大学及びこれらに類 する施設の学生又は生 徒	260円	410円	200円	310円
	小学校、中学校の児童又 は生徒	150円	260円	120円	200円
特別の企画に よる展示を行 っている場合	一般 高等学校、高等専門学 校、大学及びこれらに類 する施設の学生又は生	その都度	定める額	その都度	定める額

徒	
小学校、	中学校の児童又
は生徒	